

平成29年3月五島市議会定例会議案表

(平成29年3月7日提出)

番号	事件名	ページ
議案第3号	機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	1
議案第4号	五島市久賀島観光交流拠点センター条例の制定について	8
議案第5号	五島市総合計画審議会条例の廃止について	12
議案第6号	五島市職員等の旅費支給条例の一部改正について	13
議案第7号	五島市芦ノ浦地区移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の廃止について	15
議案第8号	五島市税条例の一部改正について	16
議案第9号	五島市国民健康保険条例の一部改正について	18
議案第10号	五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正について	19
議案第11号	五島市介護保険条例の一部改正について	21
議案第12号	五島市国民健康保険診療所条例の一部改正について	22
議案第13号	五島市立学校給食共同調理場条例の一部改正について	23
議案第14号	五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正について	25
議案第15号	五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例及び五島市手数料条例の一部改正について	27
議案第16号	五島市中山間ふるさと活性化基金条例の廃止について	28
議案第17号	五島市景観条例の一部改正について	29

議案第 18 号	財産の無償譲渡について	33
議案第 19 号	財産の無償貸付けについて	35
議案第 20 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	37
議案第 21 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	42
議案第 22 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	45
議案第 23 号	あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更について	48
議案第 24 号	市道路線の廃止について	54
議案第 25 号	市道路線の認定について	58
議案第 26 号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	60
議案第 27 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	63
議案第 28 号	平成 28 年度五島市一般会計補正予算（第 5 号）	別冊
議案第 29 号	平成 28 年度五島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）	別冊
議案第 30 号	平成 28 年度五島市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 31 号	平成 28 年度五島市診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 32 号	平成 28 年度五島市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 33 号	平成 28 年度五島市大浜財産区特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 34 号	平成 28 年度五島市本山財産区特別会計補正予算（第 1 号）	別冊

議案第 35 号	平成 28 年度五島市交通船事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 36 号	平成 29 年度五島市一般会計予算	別冊
議案第 37 号	平成 29 年度五島市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議案第 38 号	平成 29 年度五島市介護保険事業特別会計予算	別冊
議案第 39 号	平成 29 年度五島市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 40 号	平成 29 年度五島市診療所事業特別会計予算	別冊
議案第 41 号	平成 29 年度五島市簡易水道事業特別会計予算	別冊
議案第 42 号	平成 29 年度五島市大浜財産区特別会計予算	別冊
議案第 43 号	平成 29 年度五島市本山財産区特別会計予算	別冊
議案第 44 号	平成 29 年度五島市下水道事業特別会計予算	別冊
議案第 45 号	平成 29 年度五島市公設小売市場事業特別会計予算	別冊
議案第 46 号	平成 29 年度五島市港湾整備事業特別会計予算	別冊
議案第 47 号	平成 29 年度五島市交通船事業特別会計予算	別冊
議案第 48 号	平成 29 年度五島市土地取得事業特別会計予算	別冊
議案第 49 号	平成 29 年度五島市水道事業会計予算	別冊
報告第 1 号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）	65
報告第 2 号	有限会社岐宿農研の経営状況について	別冊

議案第3号

機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例案を次のとおり提出する。

平成29年3月7日提出

五島市長 野口市太郎

機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例
(五島市行政改革推進委員会条例の一部改正)

第1条 五島市行政改革推進委員会条例（平成16年五島市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条中「総務課」を「総務企画部総務課」に改める。
(五島市職員定数条例の一部改正)

第2条 五島市職員定数条例（平成16年五島市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市長の事務部局の職員 447人（五島市福祉事務所の職員の定数26人を含む。）
 - (2) 公営企業の事務部局の職員 38人
 - (3) 議会の事務部局の職員 5人
 - (4) 教育委員会の事務部局の職員 59人
 - (5) 選挙管理委員会の事務部局の職員 14人
 - (6) 監査委員の事務部局の職員 3人
 - (7) 農業委員会の事務部局の職員 14人
 - (8) 公平委員会の事務部局の職員 3人
 - (9) 消防の職員 106人
- 計 689人

(五島市議員報酬及び特別職給料審議会条例の一部改正)

第3条 五島市議員報酬及び特別職給料審議会条例（平成16年五島市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第8条中「総務課」を「総務企画部総務課」に改める。

(五島市職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 五島市職員の給与に関する条例（平成16年五島市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第3第1項第1号の表5級の項中「支所の課長」を「支所長補佐」に改め、同表6級の項及び7級の項を次のように改める。

6級	1 部長及び理事の職務並びにこれらと同等の職務 2 課長、室長及び支所長の職務並びにこれらと同等の職務 3 参事の職務
7級	高度の知識又は経験を必要とし、困難な業務を所掌する部長及び理事の職務並びにこれらと同等の職務

別表第3第1項第2号の表3級の項中「及び隊長の職務並びにこれら」を「の職務及び係長」に改め、同表4級の項を次のように改める。

4級	1 課長補佐及び隊長の職務 2 困難な業務を分掌する係長及び主幹の職務並びにこれらと同等の職務
----	--

別表第3第1項第2号の表7級の項を次のように改める。

7級	高度の知識又は経験を必要とし、困難な業務を所掌する消防長の職務
----	---------------------------------

(五島市有財産評価委員会条例の一部改正)

第5条 五島市有財産評価委員会条例（平成16年五島市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第10条中「財政課」を「総務企画部財政課」に改める。

(五島市福祉事務所設置条例の一部改正)

第6条 五島市福祉事務所設置条例（平成16年五島市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(職員)

第3条 福祉事務所に次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 指導監督を行う所員
- (3) 営業を行う所員
- (4) 事務を行う所員

2 前項の職員の定数は、五島市職員定数条例（平成16年五島市条例第26号）の定めるところによる。

（五島市老人福祉計画・介護保険事業計画策定協議会条例の一部改正）

第7条 五島市老人福祉計画・介護保険事業計画策定協議会条例（平成16年五島市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第9条中「長寿介護課」を「市民生活部長寿介護課」に改める。

（五島市生活支援ハウス及び高齢者生活福祉センター条例の一部改正）

第8条 五島市生活支援ハウス及び高齢者生活福祉センター条例（平成16年五島市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項第1号中「長寿介護課長」を「市民生活部長寿介護課長」に改める。

（五島市保健対策推進協議会条例の一部改正）

第9条 五島市保健対策推進協議会条例（平成16年五島市条例第117号）の一部を次のように改正する。

第10条中「健康政策課」を「市民生活部国保健康政策課」に改める。

（五島市立診療所運営協議会条例の一部改正）

第10条 五島市立診療所運営協議会条例（平成16年五島市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第10条中「健康政策課」を「市民生活部国保健康政策課」に改める。

（五島市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正）

第11条 五島市予防接種健康被害調査委員会条例（平成16年五島市条例第122号）の一部を次のように改正する。

第10条中「健康政策課」を「市民生活部国保健康政策課」に改める。

（五島市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正）

第12条 五島市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成16年五島市条例第132号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号を次のように改める。

（1）五島市市民生活部生活環境課

第6条第1項第1号を次のように改める。

(1) 五島市市民生活部生活環境課

(五島市交通安全対策会議条例の一部改正)

第13条 五島市交通安全対策会議条例（平成16年五島市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第7条中「総務課」を「総務企画部総務課」に改める。

(五島市農業振興協議会条例の一部改正)

第14条 五島市農業振興協議会条例（平成16年五島市条例第159号）の一部を次のように改正する。

第14条中「農業振興課」を「農林水産部農業振興課」に改める。

(五島市地籍調査推進委員会条例の一部改正)

第15条 五島市地籍調査推進委員会条例（平成16年五島市条例第197号）の一部を次のように改正する。

第10条中「管理課」を「建設水道部管理課」に改める。

(五島市営住宅入居者選考委員会条例の一部改正)

第16条 五島市営住宅入居者選考委員会条例（平成16年五島市条例第200号）の一部を次のように改正する。

第11条中「建設課」を「建設水道部建設課」に改める。

(五島市福江港整備促進委員会条例の一部改正)

第17条 五島市福江港整備促進委員会条例（平成16年五島市条例第206号）の一部を次のように改正する。

第8条中「建設課」を「建設水道部管理課」に改める。

(五島市都市計画審議会条例の一部改正)

第18条 五島市都市計画審議会条例（平成16年五島市条例第210号）の一部を次のように改正する。

第12条中「建設課」を「建設水道部建設課」に改める。

(五島市水産業振興協議会条例の一部改正)

第19条 五島市水産業振興協議会条例（平成16年五島市条例第276号）の一部を次のように改正する。

第10条中「水産課」を「農林水産部水産課」に改める。

(五島市廃棄物処理施設環境対策審議会条例の一部改正)

第20条 五島市廃棄物処理施設環境対策審議会条例（平成17年五島市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第11条中「生活環境課」を「市民生活部生活環境課」に改める。

(五島市青果卸売市場整備促進協議会条例の一部改正)

第21条 五島市青果卸売市場整備促進協議会条例（平成17年五島市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第9条中「農業振興課」を「農林水産部農業振興課」に改める。

(五島市農村地域工業等導入促進審議会条例の一部改正)

第22条 五島市農村地域工業等導入促進審議会条例（平成17年五島市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第10条中「農業振興課」を「農林水産部農業振興課」に改める。

(五島市男女共同参画審議会条例の一部改正)

第23条 五島市男女共同参画審議会条例（平成17年五島市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第10条中「市民課」を「市民生活部市民課」に改める。

(五島市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第24条 五島市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年五島市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第16条中「総務課」を「総務企画部総務課」に改める。

(五島市国民保護協議会条例の一部改正)

第25条 五島市国民保護協議会条例（平成18年五島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条中「総務課」を「総務企画部総務課」に改める。

(五島市自主制作番組審議会条例の一部改正)

第26条 五島市自主制作番組審議会条例（平成18年五島市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第10条中「情報推進課」を「総務企画部情報推進課」に改める。

(五島市地域福祉計画策定委員会条例の一部改正)

第27条 五島市地域福祉計画策定委員会条例（平成19年五島市条例第12号）

の一部を次のように改正する。

第11条中「社会福祉課」を「市民生活部社会福祉課」に改める。

(五島市安全・安心まちづくり推進条例の一部改正)

第28条 五島市安全・安心まちづくり推進条例（平成19年五島市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第19条中「総務課」を「総務企画部総務課」に改める。

(五島市水道施設整備事業評価委員会条例の一部改正)

第29条 五島市水道施設整備事業評価委員会条例（平成20年五島市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第10条中「水道課」を「建設水道部水道課」に改める。

(五島市次世代育成支援行動計画策定委員会条例の一部改正)

第30条 五島市次世代育成支援行動計画策定委員会条例（平成21年五島市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条中「社会福祉課」を「市民生活部社会福祉課」に改める。

(五島市医療提供体制のあり方検討委員会条例の一部改正)

第31条 五島市医療提供体制のあり方検討委員会条例（平成21年五島市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第11条中「健康政策課」を「市民生活部国保健康政策課」に改める。

(五島市食育推進会議条例の一部改正)

第32条 五島市食育推進会議条例（平成23年五島市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第9条中「健康政策課」を「市民生活部国保健康政策課」に改める。

(五島市情報化推進委員会条例の一部改正)

第33条 五島市情報化推進委員会条例（平成24年五島市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第10条中「情報推進課」を「総務企画部情報推進課」に改める。

(五島市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第34条 五島市子ども・子育て会議条例（平成25年五島市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条中「社会福祉課」を「市民生活部社会福祉課」に改める。

(五島市新型インフルエンザ等対策本部条例の一部改正)

第35条 五島市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年五島市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条中「健康政策課」を「市民生活部国保健康政策課」に改める。

(五島市いじめ問題調査委員会条例の一部改正)

第36条 五島市いじめ問題調査委員会条例（平成26年五島市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第12条中「総務課」を「総務企画部総務課」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

機構改革に伴い、関係条例について規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第4号

五島市久賀島観光交流拠点センター条例の制定について
五島市久賀島観光交流拠点センター条例案を次のとおり提出する。

平成29年3月7日提出

五島市長 野口市太郎

五島市久賀島観光交流拠点センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、久賀島観光交流拠点センター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び位置)

第2条 歴史的遺産を保全し、久賀島の集落の歴史及び文化的景観に関する情報を発信するとともに、久賀島への来訪者と市民との交流を促進する拠点として市民の文化の向上及び観光の振興に資するため、センターを五島市久賀町103番地、104番地に設置する。

(開館時間)

第3条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 1月から6月まで、11月及び12月の月曜日。ただし、当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日法による休日でない日とする。

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項ただし書の規定により臨時に開館し、又は休館しようとするときは、あらかじめセンターにその旨を掲示するものとする。

(入館料)

第5条 センターの入館料は、無料とする。

(入館の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、センターへの入館を拒み、又は退館を命ずるものとする。

- (1) 感染性の病気にかかっていると認められる者
- (2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者又はこれらのおそれがある物品若しくは動物を携行する者
- (3) センターの秩序を乱すおそれがあると認められる者
- (4) その他センターの管理上支障があると認められる者

(損害賠償義務)

第7条 利用者又は入館者は、故意又は過失によりセンターの施設、設備等（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が利用者又は入館者の責めに帰することができない理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(行為の許可)

第8条 センターにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 物品の販売、飲食物の提供その他これらに類する行為
- (2) その他市長が特に認める行為

2 市長は、前項各号に掲げる行為が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の行為を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) センターの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他センターの管理上支障があるとき。

3 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、第1項の許可について条件を付することができる。

(行為の許可の取消し等)

第9条 市長は、前項第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると

きは、当該許可を取り消し、又はその効力を停止し、若しくは制限するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (2) 行為の許可の内容又は行為の許可に付された条件に違反したとき。
- (3) 前条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定による処分によって利用者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第10条 第8条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を終了したとき、又は前条第1項の規定により許可を取り消され、若しくはその効力を停止され、若しくは制限されたときは、当該行為に伴い利用した施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 第8条第1項の許可を受けた者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長が代わって行い、その費用を当該許可を受けた者から徴収する。

(指定管理者による管理)

第11条 市長は、センターの管理を、地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者は、法令の定めるところにより市長のみの権限に属する事務を除き、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの運営に関する業務
- (2) センターの施設等の維持管理（大規模な改修に係るものを除く。）に関する業務
- (3) その他市長がセンターの管理上必要があると認める業務

3 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、センターの開館時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは別に定めることができる。

4 指定管理者にセンターの管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）

は、5年以内とする。ただし、指定期間満了後の再指定を妨げない。

(指定管理者に関する読み替え)

第12条 前条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条及び第9条から第10条（第2項を除く。）までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録を見据え、平成30年4月1日から供用を開始する久賀島観光交流拠点センターの設置及び管理に關し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 5 号

五島市総合計画審議会条例の廃止について

五島市総合計画審議会条例を廃止する条例案を次のとおり提出する。

平成 29 年 3 月 7 日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市総合計画審議会条例を廃止する条例

五島市総合計画審議会条例（平成 16 年五島市条例第 13 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正）

2 五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（平成 16 年五島市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 総合計画審議会委員の項を削る。

（提案理由）

「五島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」の策定に伴い、「五島市総合計画」については今後策定しない方針としたことから、五島市総合計画審議会条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第6号

五島市職員等の旅費支給条例の一部改正について

五島市職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成29年3月7日提出

五島市長 野口市太郎

五島市職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例

五島市職員等の旅費支給条例（平成16年五島市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項各号を次のように改める。

- (1) その乗車に要する運賃
- (2) 急行料金を徴する列車を運行する路線による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
- (3) 市長及び副市長が特別車両料金を徴する客車を運行する路線による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金
- (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する路線による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

第15条第2項中「前項第3号」を「前項第2号」に改め、同条第3項中「第1項第5号」を「第1項第4号」に、「座席指定料金は、」の次に「特別急行列車又は」を加える。

第16条第1項第1号ア中「上級」を「中級」に改め、同号イ中「中級」を「下級」に改め、同項第2号中「上級の」を「次に規定する」に改め、同号に次のように加える。

- ア 市長及び副市長については、上級の運賃
- イ アに掲げる職員以外の職員については、下級の運賃

第16条第1項第3号中「2以上」を「二つ」に、「上級の」を「次に規定する」に改め、同号に次のように加える。

- ア 市長及び副市長については、同一階級内の上級の運賃

イ アに掲げる職員以外の職員については、同一階級内の下級の運賃
第25条第4号中「固定宿泊施設以外」を「乙地方」に改める。

「

別表第1中	固定宿泊施設	固定宿泊施設以外
-------	--------	----------

を「

甲地方	乙地方
-----	-----

に
」」

改め、同表に備考として次のように加える。

備考

- 1 この表において「甲地方」とは、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第14条及び第15条に規定する地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。
- 2 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の五島市職員等の旅費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(提案理由)

職員等に支給する旅費について、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に準じて見直しを行うほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第7号

五島市芦ノ浦地区移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の廃止について

五島市芦ノ浦地区移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例を廃止する条例案を次のとおり提出する。

平成29年3月7日提出

五島市長 野口市太郎

五島市芦ノ浦地区移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例を廃止する条例

五島市芦ノ浦地区移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例（平成22年五島市条例第17号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

芦ノ浦地区移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金については、受益者から今後徴収する必要がないことから、五島市芦ノ浦地区移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第8号

五島市税条例の一部改正について

五島市税条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成29年3月7日提出

五島市長 野口市太郎

五島市税条例の一部を改正する条例

五島市税条例（平成16年五島市条例第75号）の一部を次のように改正する。

附則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第16条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(軽自動車税に関する経過措置)
- 2 改正後の五島市税条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税に

について適用する。

(提案理由)

地方税法の一部改正により、住宅ローン控除制度の適用期限の延長及び軽自動車税の軽減制度（グリーン化特例）の延長が決定されたことに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第9号

五島市国民健康保険条例の一部改正について

五島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成29年3月7日提出

五島市長 野口市太郎

五島市国民健康保険条例の一部を改正する条例

五島市国民健康保険条例（平成16年五島市条例第133号）の一部を次のように改正する。

第2条各号中「6人」を「4人」に改める。

第6条第2項中「歯科訪問診療料の項注7」を「歯科訪問診療料の項注8」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

国民健康保険運営協議会委員の定数の見直しを行うなど、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第10号

五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正について

五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成29年3月7日提出

五島市長 野口市太郎

五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年五島市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表備考第5項を次のように改める。

5 これらの表において、生計を一にする世帯に複数の子どもが属する場合における利用者負担額の月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 当該世帯に属する子どものうち最年長の者（以下「第1子」という。）が支給認定子どもである場合における当該支給認定子どもこれらの表に定める額の全額

(2) 当該世帯に属する子どものうち第1子を除き最年長の者（以下の項において「第2子」という。）が支給認定子どもである場合における当該支給認定子ども 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
ア 第1子が支給認定子どもでない場合 これらの表に定める額の2分の1に相当する額

イ 第1子が支給認定子どもである場合 0円

(3) 当該世帯に属する子どものうち第3子以降の子ども（第1子及び第2子以外の者をいう。）が支給認定子どもである場合における当該支給認定子ども 0円

別表備考第6項及び第7項を削り、同表備考第8項中「前3項」を「前項」に改め、「特定被監護者等」の次に「（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第

213号) 第14条の2第1項の特定被監護者等をいう。以下同じ。)」を加え、「第2子以降の者」を「特定被監護者等のうち最年長の者を除く最年長の者(以下「第2子」という。)以降の者」に改め、同項を同表備考第6項とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、利用者負担額の軽減に係る対象年齢制限を撤廃することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 11 号

五島市介護保険条例の一部改正について

五島市介護保険条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成 29 年 3 月 7 日提出

五島市長 野口市太郎

五島市介護保険条例の一部を改正する条例

五島市介護保険条例（平成 16 年五島市条例第 136 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 5 項中「平成 27 年度及び平成 28 年度」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

平成 27 年度から実施している低所得者に係る保険料の軽減措置について、平成 29 年度も引き続き実施するため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第12号

五島市国民健康保険診療所条例の一部改正について

五島市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成29年3月7日提出

五島市長 野口市太郎

五島市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例

五島市国民健康保険診療所条例（平成16年五島市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第13条中「、国民健康保険岐宿歯科診療所山内出張所及び国民健康保険奈留歯科診療所」を「及び国民健康保険岐宿歯科診療所山内出張所」に改める。

別表第1国民健康保険奈留歯科診療所の項を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

国民健康保険奈留歯科診療所を廃止することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第13号

五島市立学校給食共同調理場条例の一部改正について

五島市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成29年3月7日提出

五島市長 野口市太郎

五島市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例

五島市立学校給食共同調理場条例（平成16年五島市条例第217号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「又は」を「、又は」に改める。

別表第1五島市立岐宿学校給食センターの項を削る。

別表第2中

「	五島市立福江小学校 五島市立緑丘小学校 五島市立奥浦小学校 五島市立崎山小学校 五島市立本山小学校 五島市立大浜小学校 五島市立奥浦中学校 五島市立崎山中学校 五島市立翁頭中学校 五島市立福江中学校	」	「	五島市立福江小学校 五島市立緑丘小学校 五島市立奥浦小学校 五島市立崎山小学校 五島市立本山小学校 五島市立大浜小学校 五島市立岐宿小学校 五島市立奥浦中学校 五島市立崎山中学校 五島市立翁頭中学校 五島市立福江中学校 五島市立岐宿中学校	」	に改め、
	を					

同表五島市立岐宿学校給食センターの項を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

五島市立岐宿学校給食センターの老朽化及び岐宿地区の3つの小学校の統合に伴い、岐宿小学校及び岐宿中学校に係る学校給食については五島市立福江学校給食センターの所管とし、五島市立岐宿学校給食センターを廃止するため、所要の規定の

整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第14号

五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正について

五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成29年3月7日提出

五島市長 野口市太郎

五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（平成16年五島市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	「	290,000円	」	「	300,000円	」
		300,000円			325,000円	
		310,000円			330,000円	
		310,000円			330,000円	

に、

「」

就任後1年以上の者であって、特別免許状を取得していないもの		310,000円
就任後1年以上の者であって、特別免許状を取得しているもの		325,000円

を

「」

就任後1年以上の者であって、特別免許状等を取得していないもの		330,000円
就任後1年以上の者であって、特別免許状等を取得しているもの		345,000円

に改め、同表備考第

5項中「「特別免許状」」を「「特別免許状等」」に改め、「規定する特別免許状」の次に「又は同条第4項に規定する臨時免許状」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に就任し、又は任期が更新される外国語指導助手又は外国語指導助手指導員の報酬について適用し、同日前に就任し、又は任期が更新された外国語指導助手又は外国語指導助手指導員の報酬については、なお従前の例による。

(提案理由)

外国語指導助手及び外国語指導助手指導員の報酬額を改定すること、及び外国語指導助手指導員の報酬額の加算対象となる免許の種類を追加することから、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第15号

五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例及び五島市手数料条例の一部改正について

五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例及び五島市手数料条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成29年3月7日提出

五島市長 野口市太郎

五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例及び五島市手数料条例の一部を改正する条例

(五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第1条 五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（平成16年五島市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1 猿区巡回員の項を削る。

(五島市手数料条例の一部改正)

第2条 五島市手数料条例（平成16年五島市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第2条中第22号を削り、第23号を第22号とし、第24号から第34号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成29年11月1日から施行する。

(提案理由)

平成29年10月31日をもって県知事による認可期間が満了となる三井楽猿区について、入猿者数の減少などを理由に当該認可期間の更新をしないこととしたため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 16 号

五島市中山間ふるさと活性化基金条例の廃止について

五島市中山間ふるさと活性化基金条例を廃止する条例案を次のとおり提出する。

平成 29 年 3 月 7 日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市中山間ふるさと活性化基金条例を廃止する条例

五島市中山間ふるさと活性化基金条例（平成 16 年五島市条例第 65 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。

（提案理由）

中山間ふるさと活性化基金は、原資の減少と近年の低金利により、今後の運用益による事業の実施が見込めないことから、基金を廃止することとしたため、五島市中山間ふるさと活性化基金条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 17 号

五島市景観条例の一部改正について

五島市景観条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成 29 年 3 月 7 日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市景観条例の一部を改正する条例

五島市景観条例（平成 21 年五島市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（再生可能エネルギー発電設備の建設等に係る説明会等）

第 6 条の 2 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 3 項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下「再生可能エネルギー発電設備」という。）の建設等（法第 16 条第 1 項第 2 号に掲げる建設等をいう。以下同じ。）に関して前条の届出をしようとする者は、当該建設等に係る景観への影響について、当該影響を受ける範囲であると認められる地域住民及び周辺の関係者に対し、当該届出の日までに説明会を開催しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 再生可能エネルギー発電設備の建設等に関して前条の届出をしようとする者は、前項の規定により説明会を開催したときは、規則で定めるところにより、当該説明会の結果の要旨を記載した書面を作成し、及びその書面を市長に提出しなければならない。

第 7 条に次の 1 号を加える。

（4）久賀島周辺海域（久賀島の最低低潮時におけるてい線から沖合 1 キロメートルの範囲内の海域（公有水面を含む。）をいう。以下同じ。）の区域内における水面の埋立て又は干拓であって、その面積が 200 平方メートルを超えるもの

第 10 条第 2 号中「（法第 16 条第 1 項第 2 号に掲げる建設等をいう。以下同じ。）」を「（再生可能エネルギー発電設備の建設等を除く。）」に改め、同号ア

中「景観重要地区の区域」の次に「並びに久賀島周辺海域」を加え、同号に次のように加える。

エ 久賀島周辺海域 次に掲げる行為

- (ア) 新設、増築、改築若しくは移転又は通常望見できる外観の面積の2分の1以下の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え若しくは色彩の変更であって、これらの行為に係る工作物の高さが13メートル以下のもの
- (イ) 漁業法（昭和24年法律第267号）及び長崎県漁業調整規則（昭和39年長崎県規則第89号）に基づく県知事の許可を受けて行う漁業に伴う行為

第10条に次の1号を加える。

- (4) 再生可能エネルギー発電設備の建設等であって、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める行為

- ア 太陽光発電設備 新設、増築、改築若しくは移転又は通常望見できる外観の面積の2分の1以下の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え若しくは色彩の変更であって、これらの行為に係る敷地面積（増築又は改築については、既存部分を含む総面積）が500平方メートル以下のもの
- イ 陸上風力発電設備 新設、増築、改築若しくは移転若しくは通常望見できる外観の面積の2分の1以下の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え若しくは色彩の変更であって、これらの行為に係る地上と設備の最大の高さが13メートル以下のもの又は環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第1項に規定する環境影響評価（以下「環境影響評価」という。）を実施したもの
- ウ ア及びイに掲げる設備以外の設備 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え若しくは色彩の変更であって、これらの行為に係る面積が総面積の2分の1未満のもの又は環境影響評価を実施したもの

第11条第1項中「又は第2号」を「、第2号又は第4号」に改める。

別表に次のように加える。

水面の埋立て 又は干拓	位置図	5000分の1 程度	方位、道路、目標となる地物及び水 面の埋立て又は干拓を行う位置
----------------	-----	---------------	------------------------------------

	計画平面図	500 分の 1 程度	水面の埋立て又は干拓の内容及び施工方法
			水面の埋立て又は干拓を行う前及び行った後の土地の状況
	現況写真	カラー	水面の埋立て又は干拓を行う場所及びその周辺の状況が分かるカラー写真（撮影位置及び方向を計画平面図に明示）。ただし、周辺に主要な視点場（道路等）がある場合にはそこから撮影したものも添付すること。
再生可能エネルギー発電設備の建設等	位置図	5000分の 1 程度	方位、道路、目標となる地物及び再生可能エネルギー発電設備を建設する位置
	計画平面図	500 分の 1 程度	方位、縮尺、設備の位置、再生可能エネルギー発電設備の建設後の法面、擁壁、その他構造物の位置、種類、構造及び規模
	地籍図（字図）		再生可能エネルギー発電設備を建設する位置及びその周辺
	現況写真	カラー	再生可能エネルギー発電設備を建設する場所及びその周辺の状況が分かるカラー写真（撮影位置及び方向を計画平面図に明示）。ただし、周辺に主要な視点場（道路等）がある場合にはそこから撮影したものも添付すること。
	予測写真	カラー	合成写真、フォトモンタージュ等による視覚的表現方法による再生可能エネルギー発電設備の建設後の予測写真等
	地域住民説明会報告書		説明会で配布した資料及び議事録（要旨）並びに地域住民の提案に対する事業者の見解
	周辺関係者説明報告書		周辺関係者（住宅、事業所、学校その他の文教施設、保健福祉施設、耕作地、蓄養施設等）への説明状況を示す書類

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の五島市景観条例の規定は、この条例の施行の日以後に着手する水面の

埋立て又は干拓及び再生可能エネルギー発電設備の建設等について適用し、同日前に着手した水面の埋立て又は干拓及び再生可能エネルギー発電設備の建設等については、なお従前の例による。

(提案理由)

久賀島周辺海域における景観の保全に係る基準及び五島市全域における再生可能エネルギー発電設備の建設等に係る景観上の基準を定めるほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 18 号

財産の無償譲渡について

旧富江小学校田尾分校の建物について、次のとおり無償で譲渡する。

平成 29 年 3 月 7 日提出

五島市長 野口 市太郎

1 無償譲渡財産 (1) 建物 (旧校舎)

ア 所 在 五島市富江町田尾 1233 番地 1

イ 構 造 木造平屋瓦葺屋根

ウ 床面積 377.32 平方メートル

(2) 建物 (倉庫)

ア 所 在 五島市富江町田尾 1233 番地 1

イ 構 造 木造平屋瓦葺屋根

ウ 床面積 17.48 平方メートル

2 無償譲渡の目的 建物を無償で譲渡することにより、地域活性化事業の安定的な運営に資するため。

3 無償譲渡の相手方 五島市富江町田尾 1233 番地 1

(仮称) 一般社団法人 田尾フラット

代表理事 橋本 博 隆

4 無償譲渡の条件 (1) 相手方は、無償譲渡の期日までに一般社団法人を設立すること。

(2) 相手方は、無償譲渡財産について、無償譲渡の期日の翌日から起算して 10 年間を経過する日まで引き続き地域活性化の拠点施設として利用すること。

5 無償譲渡の期日 平成 29 年 4 月 1 日

(提案理由)

財産を適正な対価なくして譲渡することについては、地方自治法（昭和 22 年法

律第67号) 第96条第1項第6号の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第19号

財産の無償貸付けについて

五島市富江町田尾の土地について、次のとおり無償で貸し付ける。

平成29年3月7日提出

五島市長 野口市太郎

1 無償貸付財産 (1) 土地

ア 所 在 五島市富江町田尾1233番1

イ 地 目 学校用地

ウ 面 積 4,730.0 平方メートル

(2) 土地

ア 所 在 五島市富江町田尾1235番2

イ 地 目 学校用地

ウ 面 積 131.0 平方メートル

2 無償貸付けの目的 土地を無償で貸し付けることにより、地域活性化事業の安定的な運営に資するため。

3 無償貸付けの相手方 五島市富江町田尾1233番地1

(仮称)一般社団法人 田尾フラット

代表理事 橋本博隆

4 無償貸付けの条件 (1) 相手方は、無償貸付けの開始の日までに一般社団法人を設立すること。

(2) 相手方は、無償貸付財産について、地域活性化の拠点施設用地及び地域活性化事業のために利用するものとし、それ以外の目的に使用しないこと。

5 無償貸付けの期間 平成29年4月1日から平成39年3月31日まで

(提案理由)

財産を適正な対価なくして貸し付けることについては、地方自治法（昭和22年

法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を経る必要がある。
これが、この案を提出する理由である。

議案第20号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

平成28年10月12日に議決された浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画を
別紙のとおり変更する。

平成29年3月7日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書（第3次変更）

長崎県五島市 浦辺地
(辺地の人口 1,144人、面積 3.65km²)

1. 辺地の概況

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 長崎県五島市奈留町浦、奈留町泊 |
| (2) 地域の中心の位置 | 長崎県五島市奈留町浦 1818番4 |
| (3) 辺地度点数 | 205点 |

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

(飲用水供給施設)

浦地区においては、既設の配水管の老朽化が進んでおり、漏水又は赤水の発生の原因となっていることから、その早急な対策が必要とされている。

このようなことから、老朽管の布設替え及び配水管の耐震化を行うことにより、漏水又は赤水の発生を抑制し、維持管理費の削減及び有収率の向上並びに地区住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。

(道路施設)

市道相ノ浦5号線の汐入橋は、浦地区の集落内を流れる排水路に架けられたコンクリート橋である。しかし、この橋は、架設後30年以上が経過していると思われ、床版に損傷が発生している状況である。

このようなことから、この橋の床版等の補修を行い、橋の延命化及び地区住民の安全を図るものである。

市道相ノ浦19号線の下り松橋は、浦地区の集落内を流れる汐入川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後29年が経過し、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。

このようなことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地区住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成26年度から平成30年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	区分	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
飲用水供給施設	五島市	事業費	160,933	122,807	38,126
					38,000

道路施設	五島市	31,100	21,770	9,330	9,300
合計		192,033	144,577	47,456	47,300

(下線の部分は、変更部分)

	変 更 後	変 更 前
総合整備計画書(第3次整備)	総合整備計画書(第2次整備)	総合整備計画書(第2次整備)
長崎県五島市 浦辺地 (辺地の人口 1, 144人、面積 3.65 km ²)	長崎県五島市 浦辺地 (辺地の人口 1, 144人、面積 3.65 km ²)	長崎県五島市 浦辺地 (辺地の人口 1, 144人、面積 3.65 km ²)
<p>1. 辺地の概況</p> <p>(1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市奈留町浦、奈留町泊</p> <p>(2) 地域の中心的位置 長崎県五島市奈留町浦 1818番4</p> <p>(3) 辺地度点数 205点</p>	<p>1. 辺地の概況</p> <p>(1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市奈留町浦、奈留町泊</p> <p>(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市奈留町浦 1818番4</p> <p>(3) 辺地度点数 205点</p>	<p>1. 辺地の概況</p> <p>(1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市奈留町浦、奈留町泊</p> <p>(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市奈留町浦 1818番4</p> <p>(3) 辺地度点数 205点</p>
<p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情</p> <p>(飲用水供給施設)</p> <p>浦地区においては、既設の配水管の老朽化が進んでおり、漏水又は赤水の発生の原因となっていることから、その早急な対策が必要とされている。</p> <p>このようないることから、老朽管の布設替え及び配水管の耐震化を行うことにより、漏水又は赤水の発生を抑制し、維持管理費の削減及び有収率の向上並びに地区住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。</p> <p>(道路施設)</p> <p>市道相ノ浦 5号線の汐入橋は、浦地区の集落内を流れる排水路に架けられたコンクリート橋である。しかし、この橋は、架設後 30 年以上が経過していると思われ、床版に損傷が発生している状況である。</p> <p>このようないることから、この橋の床版等の補修を行い、橋の延命化及び地区住民の安全を図るものである。</p> <p>市道相ノ浦 19号線の下り松橋は、浦地区の集落内を流れる汐入川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後 29 年が経過し、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。</p> <p>このようないることから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地区住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p>	<p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情</p> <p>(飲用水供給施設)</p> <p>浦地区においては、既設の配水管の老朽化が進んでおり、漏水又は赤水の発生の原因となっていることから、その早急な対策が必要とされている。</p> <p>このようないることから、老朽管の布設替え及び配水管の耐震化を行うことにより、漏水又は赤水の発生を抑制し、維持管理費の削減及び有収率の向上並びに地区住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。</p> <p>(道路施設)</p> <p>市道相ノ浦 5号線の汐入橋は、浦地区の集落内を流れる排水路に架けられたコンクリート橋である。しかし、この橋は、架設後 30 年以上が経過していると思われ、床版に損傷が発生している状況である。</p> <p>このようないることから、この橋の床版等の補修を行い、橋の延命化及び地区住民の安全を図るものである。</p> <p>市道相ノ浦 19号線の下り松橋は、浦地区の集落内を流れる汐入川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後 29 年が経過し、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。</p> <p>このようないることから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地区住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p>	<p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情</p> <p>(飲用水供給施設)</p> <p>浦地区においては、既設の配水管の老朽化が進んでおり、漏水又は赤水の発生の原因となっていることから、その早急な対策が必要とされている。</p> <p>このようないることから、老朽管の布設替え及び配水管の耐震化を行うことにより、漏水又は赤水の発生を抑制し、維持管理費の削減及び有収率の向上並びに地区住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。</p> <p>(道路施設)</p> <p>市道相ノ浦 5号線の汐入橋は、浦地区の集落内を流れる排水路に架けられたコンクリート橋である。しかし、この橋は、架設後 30 年以上が経過していると思われ、床版に損傷が発生している状況である。</p> <p>このようないることから、この橋の床版等の補修を行い、橋の延命化及び地区住民の安全を図るものである。</p> <p>市道相ノ浦 19号線の下り松橋は、浦地区の集落内を流れる汐入川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後 29 年が経過し、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。</p> <p>このようないることから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地区住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p>
3. 公共的施設の整備計画	平成 26 年度から平成 30 年度まで 5 年間 (単位：千円)	平成 26 年度から平成 30 年度まで 5 年間 (単位：千円)

施設名	事業主	区分	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業の予定額	一般財源のうち辺地対策事業の予定額
			事業費	特定財源		
飲用水供給施設	五島市	160,933	122,807	38,126	38,000	31,400
道路施設	五島市	31,100	21,770	9,330	9,300	9,330
合 計		192,033	144,577	47,456	47,300	40,700

施設名	事業主	区分	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業の予定額	一般財源のうち辺地対策事業の予定額
			事業費	特定財源		
飲用水供給施設	五島市	160,933	122,807	38,126	101,756	31,456
道路施設	五島市	31,100	21,770	9,330	21,770	9,330
合 計		192,033	144,577	47,456	164,312	40,786

議案第21号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

平成28年10月12日に議決された西海辺地に係る公共的施設の総合整備計画
を別紙のとおり変更する。

平成29年3月7日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設
の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）
第3条第8項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出す
る理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第2次変更)

長崎県五島市 西海辺地

(辺地の人口 213人、面積 4.93km²)

1. 辺地の概況

- | | |
|--------------------|------------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 長崎県五島市奈留町浦 |
| (2) 地域の中心の位置 | 長崎県五島市奈留町浦754番16 |
| (3) 辺地度点数 | 239点 |

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

(道路施設)

白道地区と宿輪地区との間は、平成25年度からのマグロ養殖業者の新規参入に伴い、大型車両の通行が見込まれている。しかし、これらの地区を結ぶ一般県道奈留島線及び白道～江上線は、幅員が狭いため車両間の離合が困難であり、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。このようなことから、新規に白道地区と宿輪地区とを結ぶ道路を整備し、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

(飲用水供給施設)

西海地区においては、既設の配水管の老朽化が進んでおり、漏水又は赤水の発生の原因となっていることから、その早急な対策が必要とされている。このようなことから、老朽管の布設替え及び配水管の耐震化を行うことにより、漏水又は赤水の発生を抑制し、維持管理費の削減及び有効率の向上並びに地域住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成25年度から平成29年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業 主 体	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特 定 財 源	一 般 財 源	
道路施設	五島市	235,477	0	235,477	232,300
飲用水供給施設	五島市	40,528	30,924	9,604	9,600
合 計		276,005	30,924	245,081	241,900

(下線の部分は、変更部分)

変更後		変更前																																			
総合整備計画書(第2次変更)																																					
長崎県五島市 西海辺地 (辺地の人口 213人、面積 4.93km ²)			長崎県五島市 西海辺地 (辺地の人口 213人、面積 4.93km ²)																																		
1. 辺地の概況			1. 辺地の概況																																		
(1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市奈留町浦 長崎県五島市奈留町浦754番16			(1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市奈留町浦 長崎県五島市奈留町浦754番16																																		
(2) 地域の中心的位置 長崎県五島市奈留町浦 239点			(2) 地域の中心的位置 長崎県五島市奈留町浦 239点																																		
(3) 辺地度点数 239点			(3) 辺地度点数 239点																																		
2. 公共的施設の整備を必要とする事情																																					
(道路施設)																																					
白道地区と宿輪地区との間は、平成25年度からのマグロ養殖業者の新規参入に伴い、大型車両の通行が見込まれている。しかし、これらの地区を結ぶ一般県道奈留島線及び白道～江上線は、幅員が狭いため車両間の離合が困難であり、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。このようなことから、新規に白道地区と宿輪地区とを結ぶ道路を整備し、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。																																					
(飲用水供給施設)																																					
西海地区においては、既設の配水管の老朽化が進んでおり、漏水又は赤水の発生の原因となっていることから、その早急な対策が必要とされている。このようなことから、老朽管の布設替え及び配水管の耐震化を行うことにより、漏水又は赤水の発生を抑制し、維持管理費の削減及び有収率の向上並びに地域住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。																																					
3. 公共的施設の整備計画																																					
平成25年度から平成29年度まで 5年間 (単位：千円)																																					
44																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">事業主体</th> <th colspan="2">区分</th> <th rowspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち辺地対策事業費の予定額</th> <th rowspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち辺地対策事業費の予定額</th> </tr> <tr> <th>事業費</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路施設</td> <td>五島市</td> <td>235,477</td> <td>0</td> <td>235,477</td> <td>235,477</td> <td>0</td> <td>235,477</td> </tr> <tr> <td>飲用水供給施設</td> <td>五島市</td> <td>40,528</td> <td>30,924</td> <td>9,604</td> <td>36,716</td> <td>28,008</td> <td>8,708</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>276,005</td> <td>30,924</td> <td>245,081</td> <td>272,193</td> <td>28,008</td> <td>244,185</td> </tr> </tbody> </table>				施設名	事業主体	区分		財源内訳	一般財源のうち辺地対策事業費の予定額	財源内訳	一般財源のうち辺地対策事業費の予定額	事業費	事業費	道路施設	五島市	235,477	0	235,477	235,477	0	235,477	飲用水供給施設	五島市	40,528	30,924	9,604	36,716	28,008	8,708	合計		276,005	30,924	245,081	272,193	28,008	244,185
施設名	事業主体	区分				財源内訳	一般財源のうち辺地対策事業費の予定額					財源内訳	一般財源のうち辺地対策事業費の予定額																								
		事業費	事業費																																		
道路施設	五島市	235,477	0	235,477	235,477	0	235,477																														
飲用水供給施設	五島市	40,528	30,924	9,604	36,716	28,008	8,708																														
合計		276,005	30,924	245,081	272,193	28,008	244,185																														
				(単位：千円)																																	

議案第22号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

平成27年9月30日に議決された江上辺地に係る公共的施設の総合整備計画を
別紙のとおり変更する。

平成29年3月7日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第1次変更)

長崎県五島市 江上辺地

(辺地の人口 208人、面積 4.29km²)

1. 辺地の概況

- | | |
|--------------------|-----------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 長崎県五島市奈留町大串 |
| (2) 地域の中心の位置 | 長崎県五島市奈留町大串231番 |
| (3) 辺地度点数 | 270点 |

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

(道路施設)

市道白道～江上線の江上橋は、大串地区の集落内を流れる江上川に架けられたコンクリート橋である。しかし、この橋は、架設後30年以上が経過していると思われ、主桁及び防護柵に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の主桁、防護柵等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

(飲用水供給施設)

江上地区においては、既設の配水管の老朽化が進んでおり、漏水又は赤水の発生の原因となっていることから、その早急な対策が必要とされている。このようなことから、老朽管の布設替え及び配水管の耐震化を行うことにより、漏水又は赤水の発生を抑制し、維持管理費の削減及び有効率の向上並びに地域住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成27年度から平成31年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業 主 体	区分	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	6,000	4,200	1,800	1,800
飲用水供給施設	五島市	1,007	803	204	200
合 計		7,007	5,003	2,004	2,000

表对照新旧計劃書備整合（参考22号案議案）

(下線の部分は、変更部分)

総合整備計画書(第1次変更)		変更後	変更前
長崎県五島市	江上辺地 (辺地の人口 208人、面積 4.29 km ²)	長崎県五島市 奈留町大串 (辺地の人口 208人、面積 4.29 km ²)	長崎県五島市 奈留町大串 (辺地の人口 208人、面積 4.29 km ²)
1. 辺地の概況	1. 辺地の概況	1. 辺地の概況	1. 辺地の概況
(1) 辺地を構成する町又は字の名称 (2) 地域の中心の位置 (3) 辺地度点数			
2. 公共的施設の整備を必要とする事情	2. 公共的施設の整備を必要とする事情	2. 公共的施設の整備を必要とする事情	2. 公共的施設の整備を必要とする事情
(直路施設)	(直路施設)	(直路施設)	(直路施設)
市道白道～江上線の江上橋は、大串地区の集落内を流れる江上川に架けられたコンクリート橋である。しかし、この橋は、架設後30年以上が経過していると思われ、主桁及び防護柵に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の主桁、防護柵等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。	市道白道～江上線の江上橋は、大串地区の集落内を流れる江上川に架けられたコンクリート橋である。しかし、この橋は、架設後30年以上が経過していると思われ、主桁及び防護柵に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の主桁、防護柵等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。	市道白道～江上線の江上橋は、大串地区の集落内を流れる江上川に架けられたコンクリート橋である。しかし、この橋は、架設後30年以上が経過していると思われ、主桁及び防護柵に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の主桁、防護柵等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。	市道白道～江上線の江上橋は、大串地区の集落内を流れる江上川に架けられたコンクリート橋である。しかし、この橋は、架設後30年以上が経過していると思われ、主桁及び防護柵に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の主桁、防護柵等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。
(飲用水供給施設)	(飲用水供給施設)	(飲用水供給施設)	(飲用水供給施設)
江上地区においては、既設の配水管の老朽化が進んでおり、漏水又は漏水の発生の原因となっていることから、その早急な対策が必要とされている。このようなことから、老朽管の布設替え及び配水管の耐震化を行うことにより、漏水又は漏水の発生を抑制し、維持管理費の削減及び有効率の向上並びに地域住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。	江上地区においては、既設の配水管の老朽化が進んでおり、漏水又は漏水の発生の原因となっていることから、その早急な対策が必要とされている。このようなことから、老朽管の布設替え及び配水管の耐震化を行うことにより、漏水又は漏水の発生を抑制し、維持管理費の削減及び有効率の向上並びに地域住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。	江上地区においては、既設の配水管の老朽化が進んでおり、漏水又は漏水の発生の原因となっていることから、その早急な対策が必要とされている。このようなことから、老朽管の布設替え及び配水管の耐震化を行うことにより、漏水又は漏水の発生を抑制し、維持管理費の削減及び有効率の向上並びに地域住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。	江上地区においては、既設の配水管の老朽化が進んでおり、漏水又は漏水の発生の原因となっていることから、その早急な対策が必要とされている。このようなことから、老朽管の布設替え及び配水管の耐震化を行うことにより、漏水又は漏水の発生を抑制し、維持管理費の削減及び有効率の向上並びに地域住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。
3. 公共的施設の整備計画	3. 公共的施設の整備計画	3. 公共的施設の整備計画	3. 公共的施設の整備計画
平成27年度から平成31年度まで	5年間	平成27年度から平成31年度まで	5年間
道路施設	一般財源のうち 辺地に対する事業費の予定期	道路施設	一般財源のうち 辺地に対する事業費の予定期
飲用水供給施設	一般財源のうち 辺地に対する事業費の予定期	飲用水供給施設	一般財源のうち 辺地に対する事業費の予定期
合 計	1,800	合 計	1,800

議案第23号

あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により本市内にあらたに生じた次の土地を確認し、同法第260条第1項の規定により町の区域を次のとおり変更する。

平成29年3月7日提出

五島市長 野口市太郎

位 置	面積（平方メートル）	編入する区域
五島市奥浦町1675の1、1675の2、1676の1及び1676の5に隣接する道路地先並びに1724の4、1724の6及び1724の8に隣接する道路地先	1,715.83	奥浦町

（提案理由）

あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更については、地方自治法第9条の5第1項及び第260条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

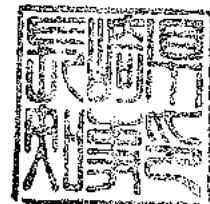
竣功認可書

長崎県

平成28年10月26日付で申請があった一般海域の公有水面埋立ての埋立てに関する工事の竣工については、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項に基づき下記のとおり認可する。

平成28年11月4日

長崎県知事 中村 法道



記

1. 埋立の場所

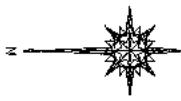
長崎県五島市奥浦町1676番1から1675番2に隣接する道路の地先及び五島市奥浦町1724番6から1724番8に隣接する道路の地先

2. 埋立地の用途

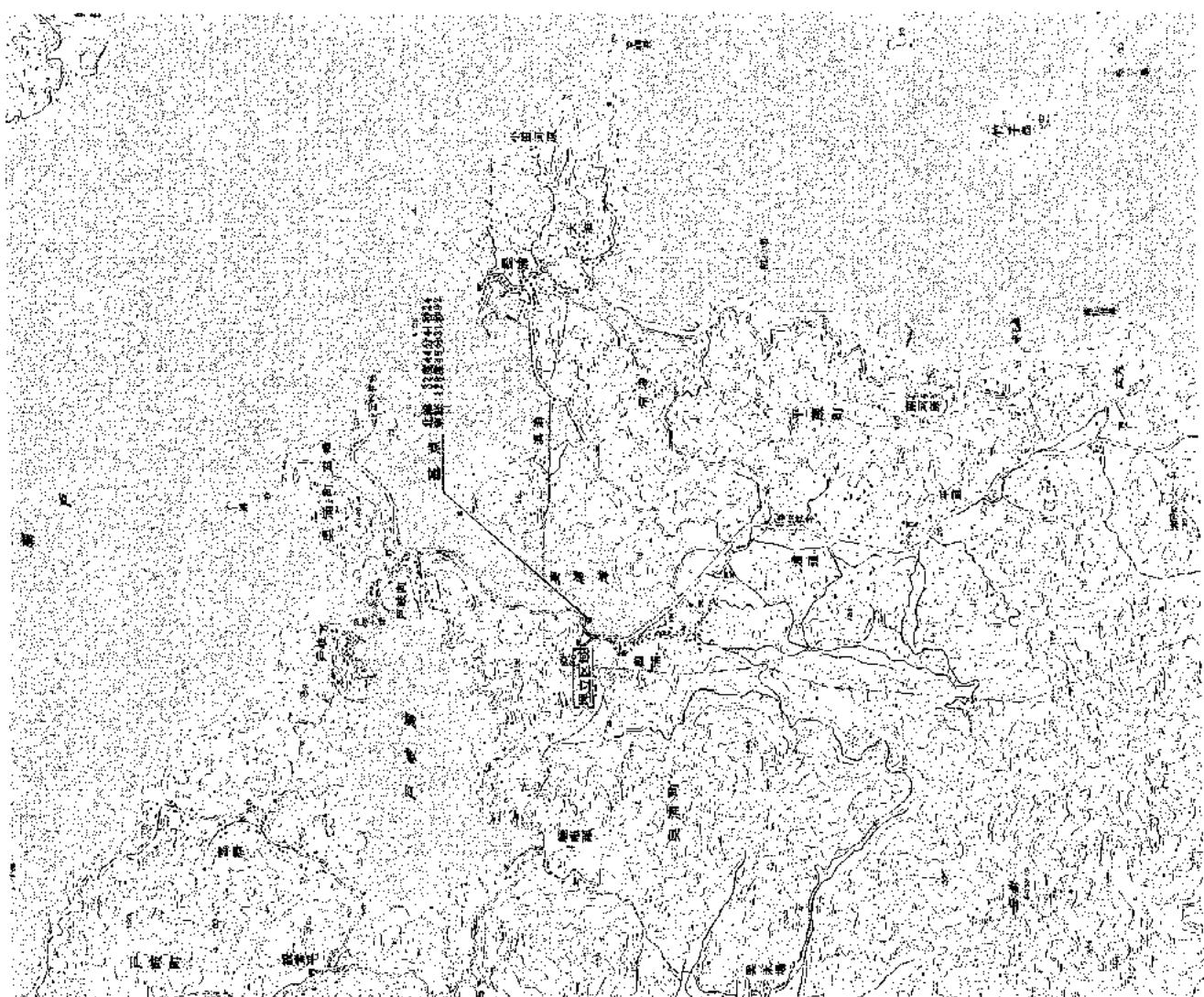
道路用地

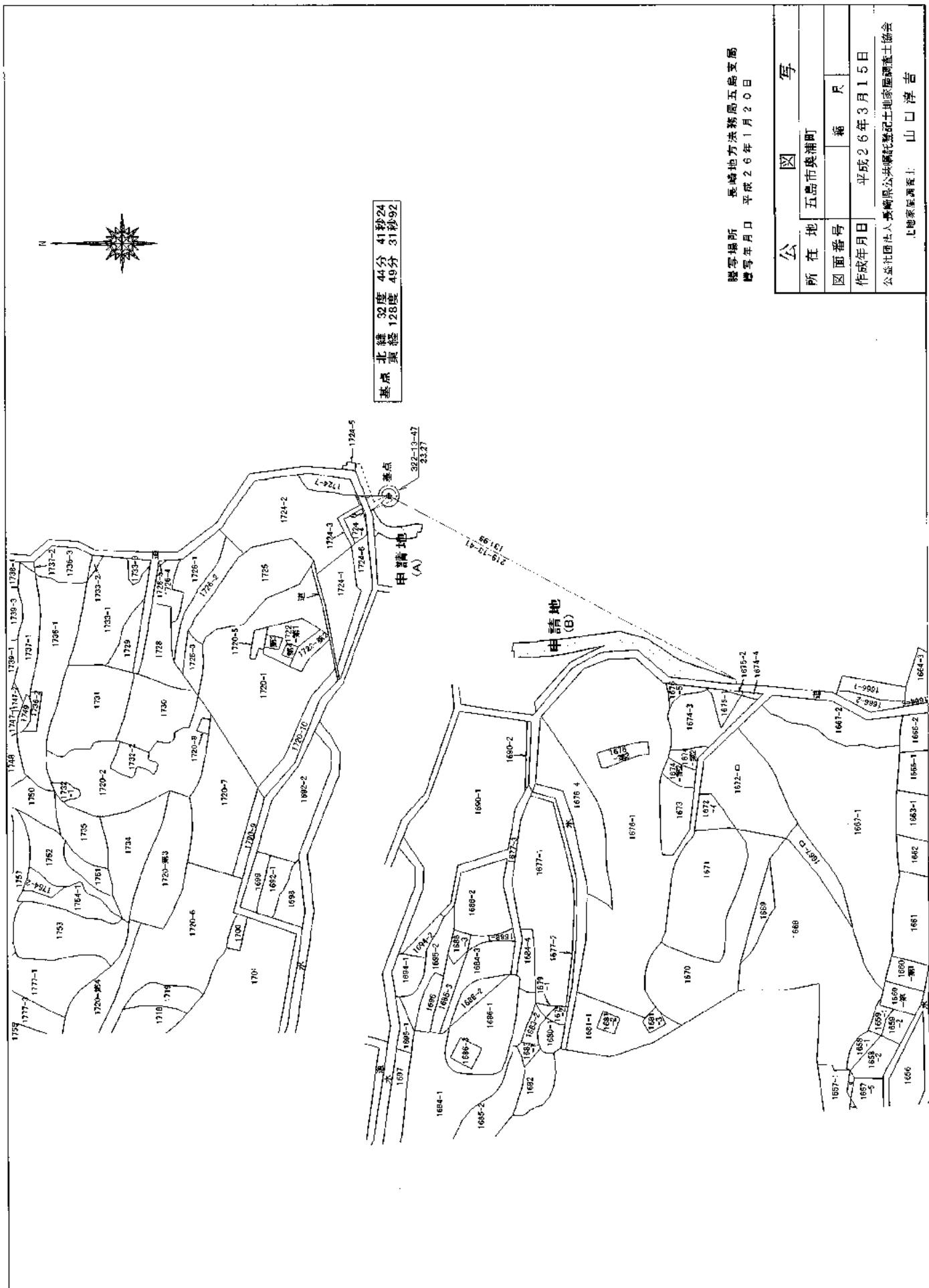
3. 竣功面積

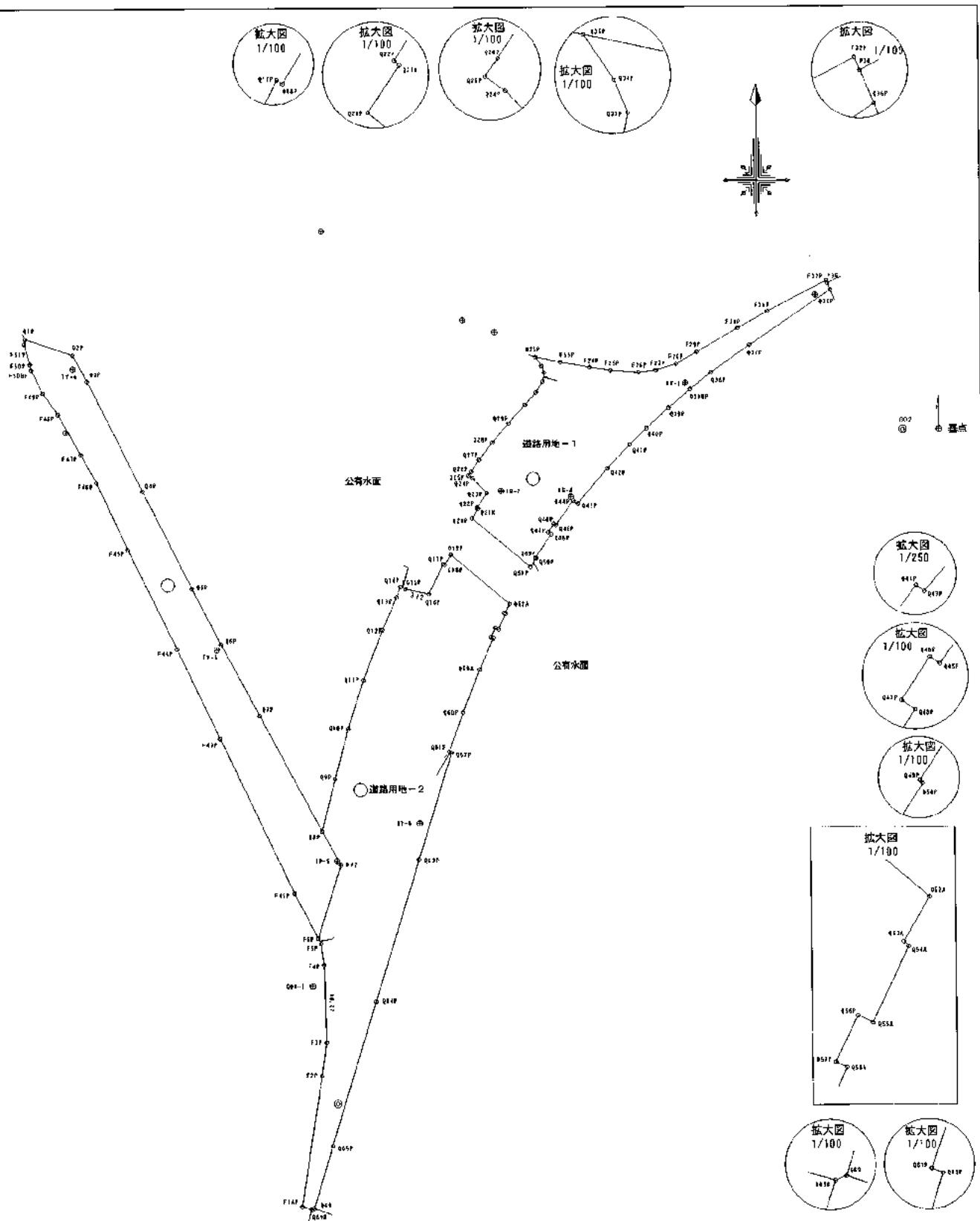
1,715.83平方メートル



位 置 図	
所 在 地	五島市奥浦町
図面番号	縮 尺
作成年月日	平成 28 年 10 月 17 日
公差社所法人 佐藤興公業社登記上地家屋賃貸士協会北風	土地専業調査士 山口淳吉







求 精 平 面 圖

所在地	五島市奥浦町		
図面番号		縮尺	1/500
作成年月日	平成28年10月17日		

公益社団法人 長崎県公共図託登記土地家屋調査士協会
社員 土地家屋調査士 山口淳吉

求積表

地番 ① 道路用地 - 1						
NO	標識	X_n	Y_n	Y_{n+1}-Y_{n-1}	X_n + (Y_{n+1}-Y_{n-1})	
Q36P	4号金属紙	-28080.988	-63220.388	-10.301	289430.753623	
Q37P	4号金属紙	-28082.174	-63231.045	-15.849	446109.469126	
Q38P	4号金属紙	-28091.808	-63235.217	-7.881	22149.581248	
Q39P	3号金属紙	-28093.992	-63235.927	-5.584	156876.351328	
Q40P	4号金属紙	-28096.422	-63241.501	-5.815	163380.683930	
Q41P	3号金属紙	-28101.233	-63246.985	-5.254	147643.825642	
Q42P	4号金属紙	-28104.310	-63249.986	-6.981	196195.183110	
Q43P	3号金属紙	-28108.971	-63253.956	-4.524	177184.984804	
Q44P	3号金属紙	-28108.566	-63254.520	2.807	51430.515702	
Q45P	3号金属紙	-28111.790	-63256.862	-2.811	73399.883580	
Q46P	3号金属紙	-28111.617	-63257.131	-1.029	28918.853823	
Q47P	3号金属紙	-28112.759	-63257.892	-0.401	11213.216359	
Q48P	3号金属紙	-28113.099	-63257.532	-1.720	48354.375480	
Q49P	3号金属紙	-28116.093	-63259.812	-2.002	56288.418186	
Q50P	3号金属紙	-28116.179	-63259.534	0.662	18612.910498	
Q51P	3号金属紙	-28117.397	-63260.274	-8.482	228490.997374	
Q52P		-28110.963	-63268.016	-6.903	154049.287239	
Q21K	4号金属紙	-28109.610	-63267.177	0.706	19576.727000	
Q22P	4号金属紙	-28109.431	-63267.316	1.144	32197.246264	
Q23P	4号金属紙	-28107.539	-63266.033	-0.563	15234.544437	
Q24P	4号金属紙	-28105.592	-63267.379	-2.379	66883.293368	
Q25P	4号金属紙	-28105.218	-63268.412	-0.194	5462.412252	
Q26P	4号金属紙	-28104.736	-63268.073	1.411	-39655.783456	
Q27P	4号金属紙	-28105.136	-63267.001	2.860	-80374.958964	
Q28P	4号金属紙	-28100.912	-63245.713	3.973	-116788.079600	
Q29P	4号金属紙	-28098.346	-63243.976	4.367	-122564.980890	
Q30P	4号金属紙	-28095.045	-63240.851	3.679	-163364.971297	
Q31P	4号金属紙	-28094.317	-63259.387	2.361	-16330.682437	
Q32P	4号金属紙	-28092.845	-63259.490	1.103	-30865.391005	
Q33P	4号金属紙	-28081.701	-63258.794	-0.153	4298.039253	
Q34P	4号金属紙	-28090.841	-63268.643	-1.159	32557.284719	
Q35P	4号金属紙	-28090.631	-63259.492	2.518	-70729.690358	
F55P	4号金属紙	-28030.742	-63256.125	7.232	-203149.353344	
F24P	4号金属紙	-28091.023	-63252.271	6.614	-185794.053121	
F25P	4号金属紙	-28091.452	-63249.511	5.440	-180918.960284	
F26P	4号金属紙	-28091.734	-63245.181	6.050	-169954.997700	
F27P	4号金属紙	-28091.462	-63243.461	4.973	-159567.395508	
F28P	4号金属紙	-28090.627	-63240.801	5.442	-152859.192134	
F29P	4号金属紙	-28089.029	-63238.019	8.247	-231656.719533	
F30P	4号金属紙	-28084.923	-63232.555	9.334	-267164.005282	
F31P	4号金属紙	-28083.712	-63228.645	11.675	-323787.038100	
F32P	3号金属紙	-28079.771	-63220.380	7.947	-223149.349137	
F33	3号金属紙	-28080.109	-63220.728	0.512	-4327.015800	
	合計			878.798584		
	面積			439.3992820		
	地積			439.39 m ²		

地番 ② 道路用地 - 2						
NO	標識	X_n	Y_n	Y_{n+1}-Y_{n-1}	X_n + (Y_{n+1}-Y_{n-1})	
Q46P	4号金属紙	-28115.994	-63288.091	-0.548	18342.482112	
Q47P	4号金属紙	-28145.099	-63286.281	3.586	-100365.423034	
Q10P	4号金属紙	-28139.544	-63284.525	3.820	-107489.239508	
Q11P	4号金属紙	-28132.154	-63282.467	4.631	-130380.051174	
Q12P	4号金属紙	-28125.600	-63279.854	4.447	-135074.038509	
Q13P	4号金属紙	-28121.271	-63278.020	2.436	-68509.308972	
Q14P	4号金属紙	-28119.845	-63277.458	1.203	-33628.175335	
Q15P	4号金属紙	-28120.142	-63276.817	3.692	-103819.564254	
Q16P	4号金属紙	-28119.763	-63273.766	5.024	-122100.122302	
Q17P	4号金属紙	-28115.873	-63271.783	2.131	-58911.065383	
Q18P	3号金属紙	-28115.080	-63271.625	0.960	-26992.300830	
Q19P		-28115.656	-63270.823	8.547	-24034.528292	
Q20A	3号金属紙	-28122.103	-63265.082	7.040	-197980.238720	
Q21A	3号金属紙	-28123.167	-63263.783	-0.569	16002.195823	
Q22A	3号金属紙	-28123.495	-63263.865	-0.826	23230.006670	
Q23A	3号金属紙	-28125.489	-63264.609	-1.343	37913.172652	
Q24P	3号金属紙	-28126.508	-63265.005	-1.003	28204.683924	
Q25P	3号金属紙	-28126.533	-63265.612	-0.808	8662.97164	
Q26A	3号金属紙	-28126.673	-63265.312	-1.529	43005.632017	
Q27A	3号金属紙	-28126.170	-63267.191	-4.039	114164.257752	
Q28P	3号金属紙	-28136.468	-63269.382	-4.081	15104.249658	
Q29P	3号金属紙	-28141.628	-63271.233	-1.562	43675.806656	
Q30P	3号金属紙	-28141.751	-63270.964	-4.088	114480.543065	
Q31P	4号金属紙	-28155.727	-63275.300	-10.230	28803.067210	
Q32P	4号金属紙	-28174.390	-63281.164	-11.218	334922.153720	
Q33P	4号金属紙	-28193.386	-63287.048	-8.424	237501.033120	
Q34P	4号金属紙	-28201.624	-63289.583	-2.832	79866.899188	
Q35P	4号金属紙	-28201.735	-63289.889	-1.563	44615.144770	
F11P	4号金属紙	-28201.573	-63291.170	1.478	41861.639224	
F12P	4号金属紙	-28184.189	-63288.401	3.433	-96756.355167	
F13P	4号金属紙	-28173.797	-63287.737	0.414	-11660.435956	
F14P	4号金属紙	-28169.584	-63287.983	-0.612	18929.960498	
F15P	4号金属紙	-28166.573	-63286.403	-0.780	21970.082940	
F16P	4号金属紙	-28166.113	-63288.768	2.770	-78020.133010	
F17P		-28156.433	-63285.639	0.677	-19061.905141	
	合計			1501.73762		
	面積			800.8543919		
	地積			800.85 m ²		

地番 ③ 道路用地 - 3						
NO	標識	X_n	Y_n	Y_{n+1}-Y_{n-1}	X_n + (Y_{n+1}-Y_{n-1})	
Q1P	4号金属紙	-28087.053	-63236.937	6.445	-181025.051685	
Q2P	4号金属紙	-28088.127	-63230.635	8.170	-229488.167530	
Q3P	3号金属紙	-28092.622	-63238.161	9.116	-256092.342152	
Q4P	3号金属紙	-28101.181	-63231.519	13.685	-38416.687736	
Q5P	4号金属紙	-28120.022	-63205.082	10.217	-287842.060434	
Q6P	4号金属紙	-28127.382	-63230.302	8.802	247572.216354	
Q7P	4号金属紙	-28136.755	-63239.280	13.211	-321174.616305	
Q8P	4号金属紙	-28151.994	-63238.091	16.641	-299566.366354	
F2P	4号金属紙	-28156.433	-63235.539	-0.677	19091.905141	
F3P	4号金属紙	-28165.113	-63235.768	-6.210	174911.661130	
F4P	4号金属紙	-28180.110	-63291.849	-13.753	359125.838230	
F4P	4号金属紙	-28139.729	-63234.611	-15.273	424778.031012	
F4P	4号金属紙	-28127.830	-63232.122	-11.951	336156.811420	
F4P	4号金属紙	-28114.835	-63233.377	-10.491	204952.733985	
F4P	4号金属紙	-28106.093	-63232.613	-6.186	173965.734556	
F4P	4号金属紙	-28102.316	-63235.658	-5.003	140495.836948	
F4P	4号金属紙	-28098.391	-63232.516	-4.953	139164.396423	
F4P	4号金属紙	-28094.706	-63234.611	-3.595	100998.670570	
F50P	4号金属紙	-28091.122	-63236.211	-1.720	48316.729840	
F50P	4号金属紙	-28090.379	-63235.321	-8.859	24410.539354	
F51P	4号金属紙	-28087.667	-63237.080	-6.606	17021.126702	
	合計			951.170106		
	面積			476.58330		
	地積			476.58 m ²		

総合面積 1715.63 m²

地番	面積
① 道路用地 - 1	439.39 m ²
② 道路用地 - 2	800.86 m ²
③ 道路用地 - 3	476.58 m ²

議案第24号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により市道の路線を次のとおり廃止する。

平成29年3月7日提出

五島市長 野口市太郎

路線名	起 点	終 点	主要な 経過地	議案参照 図番号
福江78号線	五島市松山町571番地先	五島市松山町583番地先	なし	その1
福江79号線	五島市松山町579番5地先	五島市松山町574番地先	なし	その2
本山4号線	五島市堤町2646番1地先	五島市増田町614番1地先	なし	その3

(提案理由)

市道路線の廃止については、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

廃止路線位置図

S = 1/10,000

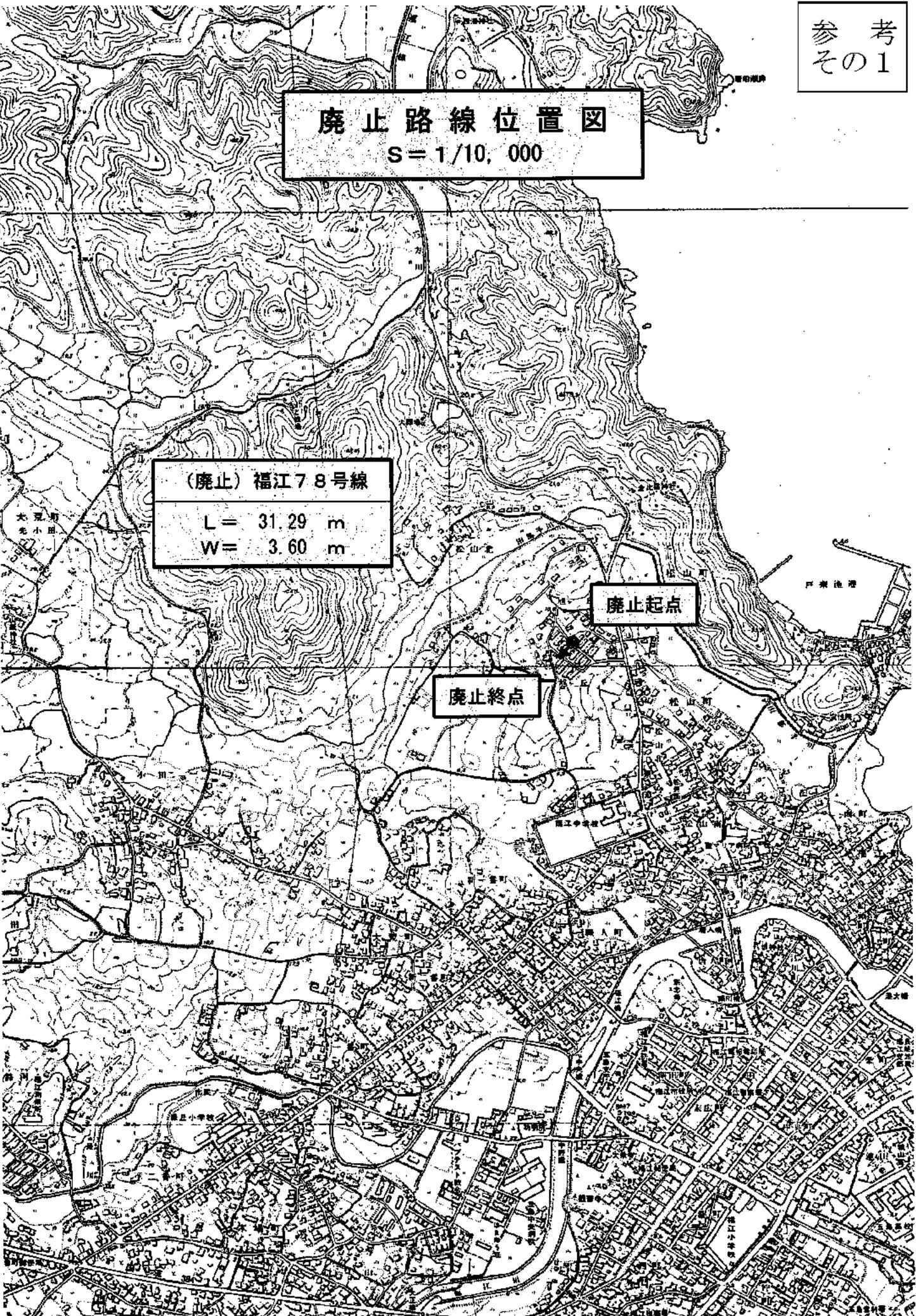
(廃止) 福江78号線

L = 31.29 m

W = 3.60 m

廃止起点

廃止終点



廃止路線位置図

S = 1/10,000

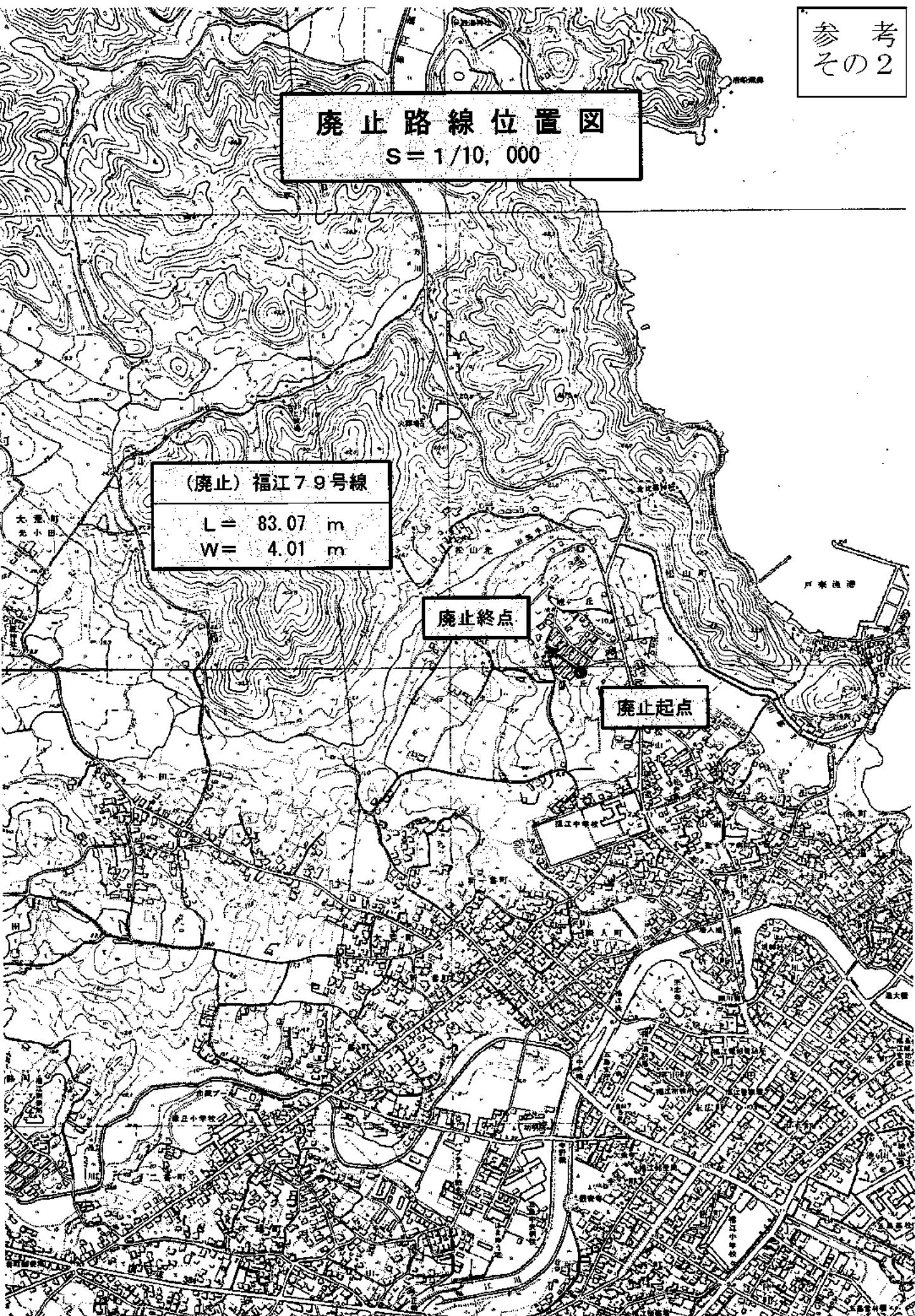
(廃止) 福江79号線

L = 83.07 m

W = 4.01 m

廃止終点

廃止起点



廃止路線位置図

S = 1/10,000

廃止起点

(廃止) 本山4号線

L = 1,162.83 m

W = 2.54 m

廃止終点

議案第25号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により市道の路線を次のとおり認定する。

平成29年3月7日提出

五島市長 野口市太郎

路線名	起 点	終 点	主要な経過地
本山4号線	五島市堤町2646番 1地先	五島市増田町614番 1地先	なし

(提案理由)

市道路線の認定については、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

参考

認定路線位置図

S = 1/10,000

(認定) 本山4号線

L = 1,123.87 m

W = 2.58 m

認定起点

認定終点

議案第26号

長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により平成29年3月31日をもって、長崎県市町村総合事務組合から南高北部環境衛生組合を脱退させ、長崎県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

平成29年3月7日提出

五島市長 野 口 市太郎

長崎県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

長崎県市町村総合事務組合規約（平成8年3月27日自治許第40号）の一部を次のように変更する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

組合を組織する組合市町村

長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合、県央地域広域市町村圏組合、長崎県後期高齢者医療広域連合、長与・時津環境施設組合

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条、第13条～第16条関係）

組合の共同処理する事務と団体

第3条第1号に関する事務	長崎市、佐世保市、島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合
--------------	---

	圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合、長崎県後期高齢者医療広域連合 ただし、長崎市、佐世保市及び大村市は、資金管理及び出納事務に限る。
第3条第2号から第8号までに関する事務	島原市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小值賀町、佐々町、新上五島町
第3条第9号に関する事務	島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小值賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域城市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合、県央地域広域城市町村圏組合、長崎県後期高齢者医療広域連合、長与・時津環境施設組合
第3条第10号に関する事務	島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小值賀町、佐々町、新上五島町
第3条第11号に関する事務	島原市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小值賀町、佐々町、新上五島町
第3条第12号アに関する事務	島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小值賀町、佐々町、新上五島町
第3条第12号イに関する事務	島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小值賀町、佐々町、新上五島町

第3条第13号に関する事務	島原市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小值賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合
---------------	--

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

平成29年3月31日をもって、南高北部環境衛生組合が解散することに伴い、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更に関する協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第 27 号

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を人権擁護委員の候補者として推薦する。

平成 29 年 3 月 7 日提出

五島市長 野口 市太郎

住 所

ふりがな
氏 名

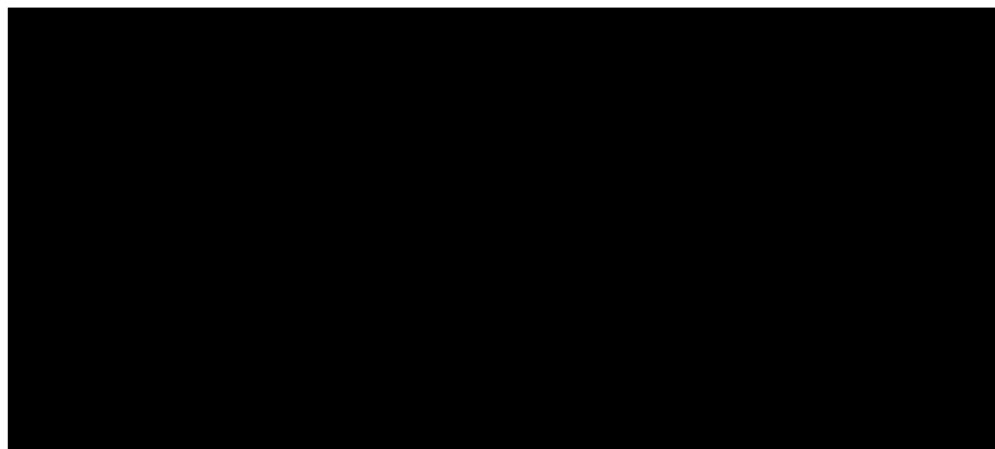
生年月日

(提案理由)

人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を聞く必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第27号参考〉

略歴



任 期 表

氏名	就任年月日	任期満了年月日	備考
[Redacted Name]	平成26年 4月 1日	平成29年 6月 30日	
	平成26年 7月 1日	平成29年 6月 30日	
	平成26年10月 1日	平成29年12月31日	
	平成27年 4月 1日	平成30年 6月 30日	
	平成28年 1月 1日	平成30年12月31日	
	平成28年 1月 1日	平成30年12月31日	
	平成28年 1月 1日	平成30年12月31日	
	平成29年 1月 1日	平成31年12月31日	
	平成29年 1月 1日	平成31年12月31日	
	平成29年 1月 1日	平成31年12月31日	

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された和解及び損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年3月7日提出

五島市長 野口市太郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について次のとおり専決処分する。

平成29年1月17日

五島市長 野 口 市太郎

和解及び損害賠償の額の決定について

公用車が軽乗用自動車に接触した事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

1 和解及び損害

賠償の相手方

2 和解の趣旨

平成28年11月30日、市の軽乗用自動車（長崎580に1752）が、市道渕之元小川原1号線から国道384号線に進入する際、当該国道を走行していた軽乗用自動車 [REDACTED] と接触し、同車両の左側前部バンパー等を損傷した交通事故について、市は、当該事故の責任を全て認め、当該事故により生じた損害を全て賠償する。

3 損害賠償の額 軽乗用自動車修理費 464,520円